

総合レクリエーション公園等における リニューアル事業

【特定公園施設譲渡等契約書(案)】

特定公園施設譲渡等契約書（案）は、現時点において特定公園施設の譲渡に係る内容を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

特定公園施設譲渡等契約書（案）

江戸川区（以下「区」という。）と（以下「認定計画提出者」という。）とは次の条項により特定公園施設譲渡等契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 区及び認定計画提出者は、本契約の履行に際し、令和 年 月 日に区、認定計画提出者、及び が締結した総合レクリエーション公園等リニューアル事業基本協定（以下「基本協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、基本協定に定められたとおりとする。
- 3 認定計画提出者は、区に対し、基本協定の規定に従って、特定公園施設（新設施設）の所有権を移転し、特定公園施設を引き渡すものとする。
- 4 認定計画提出者は、前項の引渡しに関し、別紙 1 特定公園施設の工区別の整備・引き渡し期限および譲渡対価に基づく部分引き渡しを行うものとし、区は、部分引渡しごとに、基本協定第 36 条に規定する完了検査を実施し、認定計画提出者が整備する特定公園施設が、公募設置等指針及び公募設置等計画により作成された設計図書（区及び認定計画提出者が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。

（譲渡等の対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡等の対価は、特定公園施設（新設施設）の整備に要する費用として 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）とする。

（特定公園施設譲渡等価額の支払）

- 第3条 認定計画提出者は、第1条4項により特定公園施設を区に引き渡した後、特定公園施設の譲渡等の対価の支払を書面により区に請求するものとする。
- 2 区は、認定計画提出者から適正な支払請求書を受領した日から40日以内に特定公園施設の譲渡等の対価として第2条に定める金額を認定計画提出者に支払うものとする。

（遅延利息）

- 第4条 区は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと認定計画提出者が認めたときは、認定計画提出者は遅延利息を免除するものとする。

（協議事項等）

- 第5条 特定公園施設の譲渡等については、基本協定及び本契約に定めるもののほか、江戸川区契約事務規則（昭和39年第80条）その他関係法令の定めるところによるものとし、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて区及び認定計画提出者が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書2通作成し、区及び認定計画提出者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

区 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
区長 斉藤 猛

認定計画提出者 代表企業
(所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)

別紙1 特定公園施設の工区別の整備・引き渡し期限および譲渡対価
 (一括引き渡しの場合は削除します)

工区 (都市計画公園区域)	整備完了期限	引き渡し期限	譲渡対価
新田総合公園	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円
新田中央公園	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円
堀江総合公園	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円
左近川・長島川公園	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円

具体的内容は、提案される内容を踏まえ協議させていただきます。